見学などのお問い合わせは・・・

北九州市 戸畑障害者地域活動センター

電 話 093-861-1077

ファックス 093-861-1066

Eメール info@tokatsu.jp

ホームページ http://www.tokatsu.jp

J天



JR 戸畑駅より徒歩 15分

バス 戸畑区役所バス停より徒歩3分

車 県道 271 号線(下到津 戸畑線)

戸畑区役所横交差点を下到津方面に進んですぐ左折



北九州市立戸畑障害者地域活動センター

障害福祉サービス多機能型事業所

設置の経緯

平成8年4月に策定された「北九州市障害者施策推進基本計画」に基づき「障害の種別・程度を問わず利用できる」障害者地域活動センター(はばたき)を設置することとしました。平成12年4月に開設された「八幡西」、平成14年4月に開設した「小倉南」、平成16年4月に開設した「門司」に続き、4つ目が戸畑障害者地域活動センターです。 開設年月日:平成19年4月

計画の目的

障害者が家に引きこもりがちで昼間に活動する場所がないという状況はいずれの 障害種別(身体障害・知的障害・精神障害)にも共通した傾向となっており、福 祉的就労を含む場、レクリエーションの場などの提供が求められています。 そのため、障害者地域活動センターのような法定通所施設を整備していくことに より、障害者の活動の場所を確保することや保護者等の身体、精神、経済的負担を 軽減することを目的としています。

施設の概要

*設置者北九州市

* 指定管理者 社会福祉法人 北九州障害者福祉事業協会

〒804-0075 北九州市戸畑区北島旗町 2 番 22 号

電話番号 093-871-0841 ファックス番号 093-871-0852

*設置場所 〒804-0081 北九州市戸畑区千防1丁目1番16号

電話番号 093-861-1077 ファックス番号 093-861-1066

*利用者 北九州市内に在住する満16歳以上の知的・精神・身体に障害のある方 ※各事業の詳細な利用対象者はお問い合わせください。

*事業形態 多機能型「定員76名]

就労移行支援事業 [定員 15 名] 就労継続支援(B型)事業 [定員 30 名] 自立訓練(生活訓練)事業 [定員 6 名] 生活介護事業 [定員 25 名/日]

職昌構成

職員配置	就労移行支援	就労継続(B型)	自立訓練	生活介護
センター長	1			
サービス管理責任者	1		1	
就労支援員	1	_		
職業指導員	1	8 –		
生活支援員	1		1	10
看 護 師	_			2
事務員	2			
運転手	3			

4つの事業形態・

就労移行支援事業《有期限:2年間》

【対象者】一般就労を希望している方

【開所日】月曜日~金曜日・土曜日(第1・3) 9:30~16:00

【事業の目的】生産活動を行いながら就労に必要な訓練を行い、一般就労に向けて支援します。

就労継続支援(B型)事業

【対象者】一般企業での就労が困難な方、就労移行支援事業の利用経験がある方など

【開所日】月曜日~金曜日・土曜日(第1・3) 9:30~16:00

【事業の目的】生産活動や必要な生活支援を通して安定した地域生活が送れるように支援します。

【生産活動の内容】

洗濯工房 (リネン類・タオル類の洗濯・たたみ・結束など)

パン工房(菓子パン・焼き菓子等の製造・販売)

よろず工房(各種軽作業・清掃作業)

自立訓練事業(生活訓練)《有期限:2年間》

【対象者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上の支援が必要な方。

【開所日】月曜日~金曜日·土曜日(第1·3) 10:00~16:00

【事業の目的】安定した地域生活を送るために必要な訓練を行います。

生活介護事業

【対象者】常時介護が必要な方で障害支援区分が3以上(50歳以上は支援区分2)である方。

【開所日】月曜日~日曜日(年末年始を除く) 10:00~16:00

【事業の目的】食事・入浴・レクリエーション活動などの基本的サービスや社会参加活動を通して身体機能の維持・向上及び生活の質を高めます。

利用の問い合わせ

利用の相談は直接、当センター又はあなたの居住地の区役所障害者相談コーナーにお問い合わせください。

施設を利用するためには、

- (1) 指定特定相談支援事業者と契約し、障害福祉サービス等利用計画の作成が必要です。
- (2) 障害福祉サービス受給者証が必要です。

利用の流れ

見学・体験利用・相談支援事業登録・利用計画作成→利用申し込み(利用申込書等の提出)→ 受入れに向けての調整→施設との利用契約→個別支援計画の作成→各事業のプログラムに沿っ て活動→個別支援計画の見直し(モニタリング)→継続した活動参加及び一般就労や地域生活 への移行。

*提出していただく書類

利用申込書

家族社会状況報告書

健康保険証の写し

健康診断書(医療機関で受けてください)

個人情報に関する同意書

工賃振替同意書(就労移行支援・就労継続支援事業・自立訓練事業を利用の場合)

*その他 準備いただくもの

上ぐつ

印鑑

ゆうちょ銀行(普通預金)口座(就労事業の工賃振込のため)



利用料金について

原則、訓練等給付費及び介護給付費の1割を利用料として負担していただきます。 障害福祉サービス受給者証に記載されている上限負担額の範囲内での負担です。 食事提供加算対象者に該当する方の昼食代は260円/1食です。

行事などについて

- ・戸畑活動センターまつり (地域交流行事)
- バスハイク及び一泊旅行
- 産業視察研修(就労事業利用者対象)
- 各種希望参加型行事 ふうせんバレーボール大会、ボウリング大会、調理実習など

体験利用について

1日~5日間を限度として各事業の体験ができます。

体験利用料 1日 500円

昼食(センターの給食)を希望される場合は1食500円のご負担となります。